

令和8年度 目黒区立第十中学校いじめ防止対策基本方針

目黒区立第十中学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）及び「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）、「目黒区いじめ防止対策推進条例」（平成29年3月決定）を参酌し、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 本校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を置く。委員は、校長、副校長、各学年主任、生活指導主任、教務主任、学習進路指導主任、経営支援主任、関係学年の担任（養護教諭、S C含む）がこれにあたりるとともに、校長が必要に応じて委員を指名する。
- (2) 重大事態が発生する疑いがある、また発生した場合には、目黒区教育委員会又は本校は、その事態に対処し、速やかに、組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応・早期解決」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止

- ①朝礼や学年集会、学級活動、道徳授業、各教科の授業、総合的な学習の時間、特別活動など全ての教育活動を通して、学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成する。
- ②各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。特に授業中の発言や学校生活全般を通して、生徒の冷やかしやからかい、悪口、暴力など行為があった場合には、見過ごすことなく教職員が即時的に、適切に指導を行う。
- ③生徒がいじめ防止について主体的に考えるための道徳の授業や人権に関する学習を継続的に取り組むとともに、めぐるこども会議を契機に全校生徒が「いじめ撲滅」に向けた取組を推進する。
- ④いじめに関する内容を校内研修等で扱い、O J T等を通じて教職員の資質を向上する。
- ⑤インターネットによる誹謗中傷等のいじめの防止のため、DVD等を活用した情報モラル啓発授業やセーフティ教室等に取り組む。
- ⑥教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- ①生徒一人一人の発するいじめに関する小さなサイン等を見逃すことなく、日常的に高い意識をもって生徒理解と生徒観察に努めるとともに、いじめの疑いがある相談やいじめの報告を教職員が受けることができるように、全教育活動を通して、生徒一人一人の信頼関係を築く。また、生徒と接する機会を増やし、休み時間の巡回をするなどして生徒の動向の把握に努める。
- ②いじめを発見した場合は、早急に教員が家庭訪問をするなどして、いじめられた生徒の気持ちや保護者により添いながら、事実確認を行う。
- ③学校生活アンケート調査（6月、9月、2月）やi-check、スクールカウンセラーによる1年生全員面接（5月～6月）、全学年生徒を対象とする「ふれあい面談週間」（9月上旬）等、教育相談の充実によ

る早期のいじめの実態把握とともに、年間二回の保護者を交えた三者面談等を活用するなど、生徒・保護者がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。

- ④保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ⑤各学年の会議、生活指導部会、教育相談部会で、いじめに関する情報を共有して記録をとるとともに、生活指導主任、管理職に報告し、全教職員でいじめに関する情報を共有化する。また、問題が発生した場合は、早期に「いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どうしたか（5W1H）で、事実関係を把握し、組織的に解決を図るとともに発見から解決までの記録を付ける。さらに解決後も再発防止に努め、被害生徒の安全・安心を確保するように環境を整える。
- ⑥保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

（3）早期対応・早期解決

- ①いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、発見者はその日のうちに担任、学年主任または生活指導主任に報告し、組織として対応し、解決を図る。いじめを受けた側の生徒・保護者の気持ちにより添い、できる限りその日のうちに事実確認し、早期に解決をはかるとともに、学年担当又は担任は双方の保護者に連絡する。特に、加害生徒及びその保護者等は、被害生徒及びその保護者に対して、繰り返して行うことのないように誠意をもって対応（謝罪等）にあたる。また、生活指導主任、学年教員のいずれかは、発見から対応・解決に至る状況について、管理職へ連絡し、管理職は必要に応じて関係諸機関に連絡する。
- ②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を確保するとともに、いじめられた生徒が落ち着いて安心して、教育を受けられる環境を確保する。また、必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ③いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ④いじめを行った生徒への指導を徹底するとともに、いじめを解決するための保護者への支援・助言・指導を行う。
- ⑤学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ⑥関係機関や専門家等と相談・連携して対応するとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

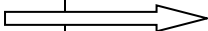
（4）重大事態への対処

- ①いじめられた生徒の安全・安心を確保するとともに、いじめられた生徒が落ち着いて、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ②いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ③生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ④関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ⑤重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会をとおして文部科学省に報告する。
- ⑥同種の事態の再発防止策を策定する。

（5）関係機関等と連携した取組の推進

養護教諭その他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センター、碑文谷警察、子ども家庭支援センター、その他の専門的知識を有する機関との連携を図る。児童相談所、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、青少年育成団体などと連携し、及び放課後児童健全育成事業などとの関連を踏まえ、取組を推進する。

<年間計画>

4月	5月	6月	7月	8月	9月
<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解 ・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる全 員面接 ・i-check実施 	 <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・i-check分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・研修 ・「stop!いじめ私の行動宣言」作成・掲示 		<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい面談週間 ・学校生活アンケート
10月	11月	12月	1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> ・i-check実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・i-check分析 	 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返り

○いじめ防止対策委員会を週1回開催する